

議案第17号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与の特例)		(特定任期付職員の給与の特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 [同左]	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>337,600円</u>	1	<u>331,500円</u>
2	<u>381,500円</u>	2	<u>374,600円</u>
3	<u>424,900円</u>	3	<u>417,200円</u>
4	<u>482,000円</u>	4	<u>473,300円</u>
5	<u>560,000円</u>	5	<u>549,900円</u>
6	<u>654,300円</u>	6	<u>642,500円</u>
7	<u>764,500円</u>	7	<u>750,700円</u>
[2～4 略]		[2～4 同左]	
(職員の給与に関する条例の適用除外等)		(職員の給与に関する条例の適用除外等)	
第9条 [略]		第9条 [同左]	
[2 略]		[2 同左]	
3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と、同項中「定める額」とあるの		3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、同項中「定める額」とあるの	

は、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。	は、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1) 地方公務員法第26条の3第1項に規定</u></p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[新設]</p>

<p style="text-align: center;"><u>する高齢者部分休業の承認</u></p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> [略]</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。</p>	<p><u>(1)</u>・<u>(2)</u> [同左]</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定め

る。

令和4年12月2日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

#### 説 明

特定任期付職員の給料月額を改定するとともに、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改め、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとするほか、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。